

平成18年度 第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成19年1月9日(火)

午後2時～

場所：文京区役所庁議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

齊藤広報課長 本日は年初のお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。何人かの委員の方については、他のご予定を変更して審議会を優先して頂いたということもお伺いしております。重ねて御礼申し上げます。

本日の審議会は、審議会条例第7条1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は諮問案件1件の審議を予定しております。

2 諮問書交付

齊藤広報課長 それではまず、区長から諮問書をお渡しさせていただきます。

(煙山区長から内山会長へ諮問書交付)

3 区長あいさつ

齊藤広報課長 それでは、ここで区長からごあいさつをさせていただきます。

煙山区長 区長の煙山でございます。

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、年頭大変お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から文京区政の進展のため、ひとかたならぬご尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

審議会委員の皆様方には、一昨年個人情報保護条例の改正についての答申を初め、これまで個人情報保護制度あるいは情報公開制度の運営につきまして多くの貴重なご意見をいただいております。皆様からいただいたご意見によりまして、制度をより円滑に、また的確に運営することができることを感謝いたしておるところでございます。

ご案内のとおり、現在は高度情報化社会と言われておりまして、社会のあらゆる場面でコンピュータが利用されております。文京区においても、大小さまざまなシステムを利用いたしまして日常業務を処理しておるところでございます。しかし、世の中のさまざまな事件、事故を見ましても、高度で便利な技術であればあるほどその有用性も大きいものがありますけれども、取り扱いにも慎重な配慮を必要とするものであることを痛感いたしておるところでございます。その場合に技術に使われるのではなくて、技術を人々のために使いこなす知恵を持つことが最も重要で、かつ必要なことであろうと考えております。

本日、諮問させていただいた案件につきましても、人類の英知の結集である技術をどう生か

すかといった観点からご助言を賜りたく、皆様の精力的なご審議をお願い申し上げるところで
ございます。

かねてよりお願い申し上げていることではございますが、個人情報の保護と効率的、効果的な
行政を実現すべき要請との間で、本件を含めましても今後も困難なご審議をお願いすることが
あるかと考えております。何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさ
せていただきます。

広報課長 区長は所用がございまして、ここで退席をさせていただきます。

4 議事開始

齊藤広報課長 それでは、進行を内山会長にお願いいたします。

内山会長 これから会議を進めさせていただきたいと思っております。

まず、ただいま諮問をいただきました案件について、事務局から説明をいただきたいと思
います。

齊藤広報課長 まず、説明に入る前にお手元の資料をご確認ください。資料は、あらかじめ
お送りさせていただいております。

資料第1号は、「個人情報保護制度の見直しについて」というタイトルの資料でございます。
今回諮問させていただきました個人情報保護制度の見直しは、条例の改正を伴うものでござい
ますが、現行制度の課題や見直しについての区の考え方をお示ししたものでございます。

資料第2号は、「犯歴に関する事務のコンピュータ化について」というタイトルの資料でござ
います。文京区で計画中の戸籍事務の電算化と、それに伴う今回諮問いたします犯歴事務の
電算化について説明した資料でございます。

以上が諮問案件に関する資料でございます。お手元よろしいでしょうか。

また、本日は犯歴事務を所管する戸籍住民課長及び情報政策課長が説明のために同席してお
りますので、ご紹介いたします。

内野戸籍住民課長でございます。

内野戸籍住民課長 内野でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 続きまして、野田情報政策課長でございます。

野田情報政策課長 野田でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤広報課長 それでは、諮問案件についてご説明いたします。

平成18年度諮問第1号でございます。

諮問事項は2つに分けてございます。(1)個人情報保護制度の見直しについて、(2)犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて、であります。

諮問の趣旨及び(1)の個人情報保護制度の見直しについては、私から簡単に説明させていただきます。(2)の犯罪に関する個人情報を電算組織に記録すること、このことについては戸籍住民課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、諮問の趣旨でございます。

これは、もう皆さんにお送りしてございますので、簡単に説明させていただきます。

文京区では、個人情報の保護に関する条例第7条でプライバシー性の高い個人情報の収集を原則禁止とするとともに、15条の2において電子計算組織に記録することを禁止してまいりました。近年は、電子計算機の普及と情報処理技術の急激な進展により、書類の作成、情報の管理など日常業務において電子計算機の利用は不可欠なものとなっております。また、情報セキュリティ面での安全性も相当程度に確保されているものと考えております。

そこで、個人情報の安全性を確保しつつ、電子計算組織利用する業務を拡大し、事務の効率化による区民福祉の向上を図るための条例15条の2の禁止規定の見直しについて、審議会のご意見を伺うために諮問するものでございます。また、本件見直しに関連して、戸籍住民課が所管する犯歴事務を電子計算組織で処理することの可否についても審議会のご意見をお伺いいたします。

続きまして、資料1の方をごらんください。

資料1につきましては、現行の条例第15条の2を記載してございます。第15条の2は、実施機関は第7条本文に規定する個人情報をその電子計算組織に記録してはならないという、記録の禁止でございます。【課題】としまして、個人情報を取り扱う業務のみを紙ベースで処理する、そういう業務がございますが、業務が煩雑化し、かえって事務の確実性、安全性を損なう場合が考えられます。個人情報の安全性を確保しつつ、電子計算組織を利用する業務を拡大し事務の効率化による区民福祉の向上を図る必要があるという課題がございます。

その課題に対する【見直しの方向】でございますが、1、2、3と書いてございますが、大きく1番、第15条の2の規定を原則禁止に改めまして、例外規定を設ける。例外的取り扱いにつきましては、法律または条例に定めがある場合、あらかじめ審議会の意見を聞いて実施機関が区の業務において特に必要があると認める場合、を考えております。

続きまして、見直しの方向性についての【説明】でございます。

1番、「高度情報化社会に対応した制度の整備」。諮問で触れましたように、現在における

電子計算機利用の社会的、技術的状況を踏まえて、高度情報通信技術が本来はらむ課題に留意しながら、適切な利用方法を検討することが必要と考えます。

続きまして、次のページでございます。

2番、「審議会事項とすることについて」であります。手続として、審議会事項とすることによって電子計算機を利用することの必要性、安全性について審議会で審議され、また公表されることにより、運用面における安全対策が審議会でチェックできると考えました。

次に、3番、法律又は条例に限定しておりますが、これは収集すること自体が制限されている個人情報について、さらに例外的に取り扱いを認める場合であることから、明確な根拠が必要と考えるからでございます。

最後に、4番目の「対象をデータベース化して処理する個人情報とすることについて」。犯歴事務などデータベース化して処理するものを対象とすることとしたのは、秘匿性の強い情報を集積して取り扱うことから、特に慎重な取り扱いをする必要があると考えたからでございます。

資料1について、簡単でございますが、私どもの課題及び見直しの方向性についてご説明させていただきました。

続きまして、資料2の「犯歴に関する事務のコンピュータ処理」について、戸籍住民課長の方から説明いたします。

内野戸籍住民課長 それでは、諮問事項2、犯歴に関する個人情報を電子計算機へ記載することについて、私の方からご説明をいたします。

資料第2をごらんください。

「犯歴に関する事務のコンピュータ処理について」ということございまして、「1 戸籍事務のコンピュータ化」でございます。

私どもの戸籍住民課では、戸籍法その他の関係法令の規定に基づきまして、文京区に本籍がある方について戸籍簿を編製し、戸籍謄・抄本の発行を初めとするさまざまな戸籍事務を行っております。従前から戸籍は紙で編製してまいりましたが、近年においてはコンピュータ技術が急速に発達したことによりまして、戸籍簿をすべて電子データ化しコンピュータ処理する自治体が大変ふえてまいりました。現在では、全国でおよそ3分の2の自治体が電算処理をしております。

こうした状況のもとで、私ども文京区も平成19年度から戸籍のコンピュータ化事業に着手するべく準備を開始いたしました。新たに導入いたします戸籍情報システムは、平成20年度に稼

働開始する予定でございます。私どももほかの自治体と同様、戸籍事務のコンピュータ化を契機にさまざまな業務改革を実現してまいりたいというふうに考えております。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

「2 犯歴に関する事務のコンピュータ処理」についてでございますが、戸籍住民課では、戸籍法に基づく狭義の戸籍事務に付随いたしまして、検察庁等からの通知をもとに、文京区に本籍がある方につきまして、犯罪人名簿を調製いたします。そして、他の行政庁等からの身上照会に応じて証明事務を行っております。この犯罪人名簿は戸籍とは別途に調製するものでございまして、直接戸籍にその旨が記載されているものではございません。

犯罪人名簿に記載される内容は、文京区個人情報の保護に関する条例第7条に規定する「犯罪に関する個人情報」に該当いたします。このため、先ほど広報課長からもご説明いたしましたとおり、現在の条例では第15条の2の規定により、その内容を電子計算組織に記録することはできません。しかしながら、犯罪人名簿の台帳は膨大な数に及んでおりまして、紙ベースでの管理には限界を来しております。犯罪人名簿のデータは戸籍簿と同様に本籍と筆頭者を検索のキーとして利用しております。この点を考慮いたしまして、戸籍コンピュータ化事業の一環として犯歴に関する事務をコンピュータ処理方式に移行していきたいというのが私どもの考えでございます。

現行の紙台帳による犯罪人名簿の処理ということでは、次の1から3のような問題点が生じてございます。

まず1つ目は、台帳の枚数が5,000枚以上と非常に多い数でございまして、これを毎日専用保管庫から出し入れして処理をしております。このため、書類が紛失する可能性、あるいは紛失しても気づかない可能性が非常に高いということがございます。

2点目です。この犯歴に関する事務ということにつきましては、通常の戸籍事務以上に内容が非常にセンシティブなところもございまして、戸籍住民課の中でも、その扱いは2名のみに限定をいたしております。しかしながら、紙の台帳を引き出して見ているということにつきましては、例えば万が一担当者2名以外の者が見た場合につきましても、この痕跡は全く残りませんので、担当者がその事実には気がつかないおそれがあるということがございます。

それから3点目、台帳の更新とか、あるいは証明事務の過程でデータを何度も転記する必要があります。それによって転記ミスという可能性が非常に高いということがございます。また、その書類を一つ一つ戸籍簿と照合してチェックをする必要もありますので、こういったところでも転記ミス等の可能性がございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思います。

ここで私どもが導入を検討しております戸籍情報システムにつきまして、簡単に説明させていただきます。

3番でございます。その1でございますが、「戸籍情報システムの構成」ということで、大きな意味での戸籍情報システムの中にさまざまなシステムが組み込まれるという形になります。「現在戸籍管理システム」あるいは「除籍・改製原戸籍管理システム」、「附票管理システム」、こういったものの一つとして「犯歴管理システム」を構成する予定でございます。

この「犯歴管理システムの概要」として2番に記載しておりますが、このシステムの機能としては、名簿を作成し、あるいは更新する。それから検索をかける、照会をする、あるいは証明書を出力する。また、こういった情報をどれだけ扱ったのかという統計表を出力する。こういったことがございます。

それから、システムに登録される項目については、 にございますように、罪名、刑名、刑期、その他でございます。

なお、このシステムはデータのダウンロードなど一括処理を行わないため、大量データの処理加工は不可能、このような構成でつくられる予定でございます。

イメージ的には紙の台帳を見る形でシステムの画面を見ると、こういうような構成でございます。

4番以降につきまして、私どもで考えていますセキュリティ対策についてご説明申し上げます。

まず1つ目は、「管理体制全般」でございますが、まず、1つといたしましては、情報セキュリティ対策の大綱といたしまして、区のセキュリティポリシーであります文京区情報セキュリティに関する規則、これが制定されています。この規則を受けまして、私どもでは実施手順書、いわゆる運用マニュアルでございますが、これを作成してまいります。また、管理体制の組織といたしましては、文京区では区長みずからが最高情報統括責任者ということで、組織化されております。また、この最高情報統括責任者を委員長とする情報セキュリティ委員会が設置されておまして、全庁的なセキュリティ対策推進体制が整備されております。

こうした中で、各課長、戸籍情報システムに関しましては戸籍住民課長でございますが、戸籍住民課長が情報システム管理者として責任を持つこととなります。資料4ページの一番上に、「情報セキュリティ管理者」とございますが、申しわけございません。ここをご訂正いただけますでしょうか。「情報システム管理者」が正しゅうございます。

また、日常的に課の中でセキュリティ対策を担うものとしたしまして、2名のシステム担当職員が任命される予定でございます。

続きまして、「人的セキュリティ対策」を申し上げたいと思います。

戸籍情報システムにつきましては、当然のことながら戸籍がそのままシステム化されるものでございますので、戸籍住民課の多くの職員が操作いたします。そこで、戸籍住民課長とシステム担当職員が、戸籍住民課の職員を対象に情報システム関連規則を周知させるとともに、年間を通しての計画的な研修を受講させ、知識・技能の向上に努めてまいります。また、先ほども申し上げましたとおり、犯歴に関する事務に従事する職員は2名に限定いたしまして、情報漏えい対策には万全を期してまいります。

それから3番目、「物理的セキュリティ対策」についてご説明申し上げます。

戸籍情報システムにつきましては、そのサーバーをマシン室に設置いたします。サーバーを置きましたマシン室の入退室につきましては、ICカードを利用する入退室管理システムで監視されておりまして、部外者は立ち入ることができません。また、マシン室内のサーバーを収納するサーバーラックには施錠ができるようになっておりますので、戸籍住民課関係者以外の者がサーバーに触れることはできません。

また、その以下3点につきましては、実際の運用上障害が起きないようにという点からのセキュリティ対策でございますが、1つ目は、マシン室には消火設備や無停電電源装置が備えつけられており、大地震等の災害があっても、機器が破壊されることのないように配慮いたしております。

2点目、空調設備が入っておりますので、加熱等によるダウンがないように配慮されております。

3点目、戸籍情報システムのデータベースは二重化されており、損傷等が起きてもデータが破壊されることはございません。

それから、大きな4番でございます。「技術的セキュリティ対策」についてご説明申し上げます。

まずネットワークについてでございますが、戸籍情報システムの通信手段は、庁内の基幹系システム用のネットワークを利用しております。このネットワークにつきましては、インターネット等には接続しておりませんので、外部からシステムに不正侵入されることはありません。さらに、戸籍情報システムのサーバーの手前にはファイアウォールを設置いたします。また、戸籍情報システムの通信データは暗号化が施されますので、万が一庁内基幹系ネットワークを

流れるデータを盗聴する者があっても、その内容を解読することはできません。

次に、アクセス制御の面からご説明いたします。

戸籍情報システムにつきしては、あらかじめ端末操作者として登録された者以外はアクセスすることができません。また、その操作権限については細かく設定いたします。犯歴管理システムについては先ほどからご説明しておりますように、2名に限定して操作権限を付与します。また、アクセスするときにはパスワード等による認証を必要といたします。

それから、アクセス記録はアクセスログとしてすべて記録されますので、特に必要のないデータはのぞき見ることはできません。

また、その他といたしまして、端末やサーバーには当然ですが必要のないソフトウェア等のインストールはいたしません。また、プログラムのアップデートやウィルス対策を施します。

大きな5番目、「緊急時対応」ということでございますが、コンピュータのシステムですので、万が一ダウンするようなことも想定はされますが、そういったことを事前に想定して、準備を事前に進めていきたいというふうに考えております。

最後ですが、犯歴管理システムにつきましては、直接区民の方が窓口に見えるわけではないので、万が一ダウンをいたしましても、そういうことによってお客様には迷惑をかけることはないというふうに考えております。

以上でございます。

内山会長 ありがとうございます。

事務局からご説明をいただきました。諮問案件にどのように答申をするかということについて、これから審議をしてまいりたいと思います。

質問ないしご意見をいただきたいと思います。

2点あるということですので、順番にいきますと個人情報保護制度の見直し、条例の改正そのものについてご意見をいただきたいと思います。

これは、個人情報保護条例第15条の2を改正する。そうすると15条の3と同じような体裁になるのでしょうか。

齊藤広報課長 そのようになります。今現在のところは15条の3のような体裁を考えております。

内山会長 今までは7条では収集の禁止というのがあって、社会的身分など、それから犯罪に関する個人情報を収集してはならないとありますけれども、ただし書きがあって、法令に定めがあるとき等については収集をすることはできた。ただし電子計算組織への記録は、ただし

書きの部分についてはできないというのが現実の法制度ということですよ。それを7条のただし書きまで含めて電子計算組織に記録するということができるようにするという、そういう趣旨ですか。

齊藤広報課長 そうです。

内山会長 だったら始めから7条の本文の部分を消してしまえば同じことのようにも思いますけれども、何か違うんですか。

齊藤広報課長 考え方として、7条というものは基本的なものだという位置づけです。15条の2の、電算組織に個人情報載せてはいけないというところも基本的な線として考えています。しかし、現在のこういう状況の中で例外的な扱いもできるようにして欲しいということです。考え方を变えるということではなくて、今の情報化された状況において、また紙ベースでやっているのではこういう支障がある、というところで、例外的取扱いのできる部分を明確にしたいということです。

内山会長 若干回りくどいというか、ぐるっと回ってもとに戻るような議論のようにも思いますけれども、そういうような思いがあるということであれば、条項の編成そのものは、そういう思想をあらわすということならば、さほどおかしいことではないのかと思います。

中山委員 結局7条はそういう収集に関するものであって、15条の2は電子計算機への記録の問題であると。ですから、もし15条の2にただし書きをつける場合には、つけた結果、例えば運営審議会で7条の方は認めるが、15条の2の方は認めないとか、そういうふうな運用もあり得るということですか。

齊藤広報課長 そういうことです。個人情報の収集の方は7条の2で考えていくということです。

内山会長 そうですよ。だからまとめるとすれば、運営審議会の方で、要するに収集はいけれども、電算組織に記録するのはだめだよというふうな意見があれば、それはそれで拘束されるということです。今まで15条の2で、7条本文に規定する情報を電子計算組織に記録してはならないとしているものに例外を設けて、電子計算組織に記録する情報の対象を広げることについては、今のような事務局からのご説明であれば支障はないということになるのでしょうか。

中山委員 7条の方は法令の定めとなっていて、今回諮問されている15条の2の方は、法律と条例となっているんですが、これは何か大きな理由があるんですか。

齊藤広報課長 7条の方の法令というのは、説明を見ていただきますと、少し幅広く考えて

おりますけれども、15条の2の方は、法令ではなくて法律または条例というふう限定して、厳密に例外的な取扱いができる範囲を絞るということになっています。

中山委員 つまり命令や規則ではだめで、法律と条例でないといけないと、むしろ狭くなつたと。

齊藤広報課長 そういうことです。

内山会長 政令は除外するということですか。

齊藤広報課長 法律ということで限定しています。15条の3と同じ絞りです。

内山会長 15条の3の、外部結合により個人情報を提供することについて、法律または条例に定めがあるときは除外規定ということになっていますけれども、この、「法律」という中には、法律に基づく政令、規則は入らないんですか。

齊藤広報課長 事務要領の65ページの下の方に説明がありますが、法律または条例に限定をしています。政令、省令で定められている場合はこれに当たらないという取り扱いです。これと同じ絞りをかけます。

成澤委員 そうすると、具体的なケースで、7条のところの収集禁止の例外の基準表がありますよね。例えば叙勲にかかわる事務のときに犯罪歴を収集することは、例外的にできることになっていますよね。その犯罪歴を提供するのは、外部提供の基準にいわゆる政省令も入るわけですよね。これまでと変わらないわけですよね。東京都知事から都知事表彰をこの人にしたいんだけど、犯罪歴がないですよと聞かれたときには、今までどおり法律や条例に定めていなくても外部提供すると。だけれども、犯罪歴を登録することは、法律と条例で定めがある場合だけだということですね。

内山会長 その犯歴カードでしたか、それは戸籍法に基づく事務ですか。

内野戸籍住民課長 戸籍法に基づく事務ではございません。地方自治法でいうところの自治事務になります。

内山会長 ということになると、それを収集することの方は、7条、15条の2ですと、どうということになるんですか。

内野戸籍住民課長 7条によって収集するということはできる。それを現在電子計算組織へは記録しておりません。それを今度は、15条の2を改正することによって、電子計算組織へ記録をすることが可能になるわけでございます。また例えば都知事からの照会に対しては紙ベースで回答するということについては、今までと変わりません。

内山会長 照会について回答するという意味では、電子計算組織によって保存されているも

のがあっても、紙によって保存されたのでも結局同じことです。文京区にあるデータをだれかに手渡すということができるとのことですから、その部分をいじるわけではないですね。保存の対応をいじるだけのことから。

昆委員 こういう理解でよろしいんですか。現在、戸籍とは別に、犯罪人名簿が現実にあると。それは紙に記録していると。それをコンピュータに記録するようにしてもらいたい。今諮問を受けているのはそれだけでしょう。

内山会長 現実には、それ以外にも必要に応じてできるようにしようということですから、犯罪人名簿だけではなくて、ほかのものも状況によって法令または審議会の答申によってできるようにしようというふうなことがまず第1番目の審議事項です。そうした上で、なおかつ犯罪人名簿を電子記録にすることについて、当審議会がどのように答申するかというのが次の問題です。

齊藤広報課長 考え方としまして、要するに収集はできると。ところが記録が紙ベースであります。そこで15条の2の電算組織に載せてはいけませんよという中で、例外的に、基本的には法律とか条例に基づくもの、それから、審議会で諮問して皆さんのご意見をいただいてオーケーになったものはできますというふうに変えようというわけですけども、今対象となるのはこの犯歴事務だけです。

内山会長 15条の2を改正することによって、法律または条例に基づくことで電子計算組織に載せられる情報は、現行法ではないんですか。

齊藤広報課長 現在はこれしかないです。

内山会長 1つも無い。犯歴カードの方は、法律または条例の方ではなくて、審議会の答申によってという方ですね。だから1つも無いということですね、今のところは。

齊藤広報課長 今のところはないです。

中山委員 だとすると、今の段階で1項目め、例外の1というのを入れる意味はあるんですか。やはり今後出てきたときのことを考えているんですか。

内山会長 普通に考えれば、法律、条例に制定されていけば、法律、条例による実施ということですから、当然できると。ただし、それ以外の場合には審議会の答申があって、裁量による場合には審議会の答申によるというのが普通の立法作法だと思います。それを審議会の答申によれば何でもできるという形にする方がむしろ危険な気がします。制限とすると、法律政令によるのが原則と、それ以外の場合というただし書きというようにした方が、情報の保護にはむしろ厚いというふうに理解してもよろしいと思います。

中山委員 あと政省令や規則の場合においては、やはり審議会の審議でやると、こういうことになるわけですか。

内山会長 それはそういうことになるでしょうね。

情報をどのようにしまっておくかということ、ストックの方法のことで、紙でストックをするのか、電子データでストックをするのか。電子データでストックをすると、一挙に大量の情報が外部に出てしまうという危険があるので、今まではそれを禁止していたんだけど、セキュリティが整備されてきたからいいのではないかと。それも無限定にいいのではなくて、限定的に審議会の答申があったり、法律、条例による直接の定めがある場合に限って、そのようなことをしようということ。法律、条例の場合には、恐らくそのような安全についての審議が国会ですとか、区議会で審議された上で行われるでしょうから、それは保障があるという理解をされている。2号の方では、審議会の答申が適切に行われる限りにおいては、そこも大丈夫だろうというふうな理解だと思います。

それでは、基本的にはそのような取り扱いを考えること自体には問題はないというような理解をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 そうなりますと、2番目に、現実にはこれだけだということでしょうけれども、犯歴システムを電子情報化することについての具体的なお意見をいただきたいと思えます。

昆委員 今、セキュリティ対策云々と言われたんですが、自治体なり、そのほかのところで情報が流出しているというのは、個人的な興味というよりも、時間内に仕事が終わらなくて、ダウンロードしてうちに帰って、それが何かウィニーだとか、あるいは落としたりとか何かで情報が流出するという、そういう場合が多いが……

内山会長 犯罪を犯そうとしてやるわけではなくて、結果的にやってしまうことがありますね。

昆委員 結果的に業務の延長線でやるというケースが多々あるので、今の説明だと、要するに全部をダウンロードできないシステムになっていますよという説明だったんですけども、これをもう少しご説明願えますか。

内野戸籍住民課長 ダウンロードできないというか、紙のものをそのまま画面で見ただけというイメージをしていただくと非常にわかりやすいかと思えます。通常のコンピュータ処理となりますと、例えば今お話がございましたように、一定のデータを落としまして、それを何ら

かの形で加工したり処理したりするというために導入するというのが多いかと思いますが、このシステムにつきましては、戸籍本体もそうなんですけれども、紙をそのままデータに置きかえるというふうにご理解をいただければ非常にわかりやすいかと思います。

ですので、一括して処理することもございませんし、する必要もないということから、戸籍事務本体もそうなんですけれども、ダウンロードするということを前提としていないということでございます。

昆委員 していないというよりも、できないのか、その辺が重要だと思うんですが、要するにできないシステムになっているということですか。

内野戸籍住民課長 そうです。そういう設計をしておりませんので、できないということでございます。

内山会長 私もそこら辺のことについてよくわからないんですけれども、例えば氏名で検索をすることはできる。つまり文字データは電子データとしてあるわけですね。その文字データだけを改ざんするというですとか、文字データだけ一括して抜き取るとか、そういうことが、どのような技術を使ってもできないのかどうかということがわからないんですけれども。例えばPDFというのがありますよね。あれは普通は紙データのようなものなんですけれども、それを文字データも一緒に保存するというふうなことができたりしますよね。その文字データだけを見ると、例えばワードみたいな、ワープロソフトでも閲覧することができたりというふうなことがありますけれども、それもできないというふうなシステムなんですか。

内野戸籍住民課長 そういうような設計にしております。それでないと、やはり流出する危険性があるかと思うんですけれども。

内山会長 だけれども、コンピュータでは検索をすることができる。例えば内山忠明という名前が紙の中にあるということ、コンピュータが検索するとなると、どうやって検索するのか。それはできると言うのならできるんでしょうけれども。

中山委員 実際には検索ができるわけですから、データベースの中では電子データとして入っている。多分、戸籍住民課の方がおっしゃっていらっしゃるの、要するに普通のテキストファイルのような形で抜き出すことができなくて、画面上のデータと、それから何か証明とかを出すときのための紙にプリントアウトする能力しかない、ということをおっしゃっているとは思いますが。

それで、僕が逆に気になったのは、このマシン室に戸籍管理システムが入って、その戸籍管理システムと庁内ネットワークの間にはファイアウォールがあるという説明でしたが、でも

実際問題としては、戸籍住民課の方がマシン室に入って犯歴データをいじるわけではなくて、あくまでも戸籍住民課のデスクでなされるわけですから、そのデスクとマシン室との間は、やはり一般の庁内ネットワークでつながっているという理解で合っているのでしょうか。

内野戸籍住民課長 そうです

中山委員 それはそうなんですか。それは何かそこに弱さはないのでしょうか。要するに外の人が入籍管理システムに入れないということはわかりましたが、情報そのものは、やはり庁内ネットワークを通っているわけですね。

内山会長 暗号化するというのが答えですね。

野田情報政策課長 そのために暗号化というものがあります。LAN自体は、一般的な事務用に使っているようなインターネットを使っているLAN回線と、それから戸籍の方の回線とあります。これについては論理的に分けていますので、基本的にそこを乗り越えていくことは非常に難しいかなと思っています。またそこにファイアウォールをつけるということで、セキュリティは高くなっております。また、通信も暗号化するというので、さらにそこに入り込んで情報を持ち出すということは非常に難しいシステムになっております。

中山委員 戸籍住民課にある専用端末は、この犯歴データを扱うものだけが独立しているんですか。それとも戸籍処理のものと同じ計算機を使うんですか。

内野戸籍住民課長 現実的には恐らく担当者2名が専用で1台のマシンを使うという形になると思いますが、ただ、IDとパスワードによってアクセスすることによって、ほかのマシンで使えるような形になるということも考えております。

尾田戸籍住民主査 これからシステムの納入をされる各業者さん、メーカーさんがどういう設定をされるかにもよるんですけども、犯歴データベースにアクセスする端末自体を例えば1台とか2台とか制限をかけてしまう、こういう設定をして、ほかの一般の戸籍住民課の職員の使う端末からは入れないようにするとか、そうした提案が出てくる可能性もあります。

中山委員 やはり物理的にある程度分けておいた方がいいかと思います。

尾田戸籍住民主査 その辺よく研究してみたいと思います。

中山委員 それとあと、2名の方が使われるというのは、それは2名の方が同時にダブルチェックしたからという意味なのか、それともどちらかが欠けたときのために2名ということなのか。

内野戸籍住民課長 これについては、現在も2名となっていますが、今想定している中では、1名は責任者として担当主査を置きまして、もう1人担当者ということですか。今のお話でいき

ますと、予備的に主査が控えている形というように考えております。

中山委員 担当者の方が犯歴データを触るときには、後ろからだれかもう一人の方がちゃんとチェックしているとか、そういうことを想定しているわけではないですか。

内野戸籍住民課長 そこまでは今のところ想定はしてございません。

中山委員 メンテナンスは当然区の職員ではできないと思うんですが、今までの紙データの場合には、区の職員以外が見ること、触ることはまずなかったということになると思うんですけども、メンテナンスの外部の人がその情報を見てしまうということに関する危険はどうなんでしょうか。

内野戸籍住民課長 確かにおっしゃるとおり、一番ここが怖いといえば怖いと思っております。システム的にメンテナンスを業者委託するにしましても、事前に作業計画書を提出させる。それから作業内容と作業時間を明確にさせまして、メンテナンス中については、例えばマシン室入室の際には、必要最低限の荷物の持ち込みのみ携行させる。あるいは私どもの戸籍住民課の担当者が行って、一定時間で何度も見に行くとか、そういったような対応というのを考えております。

中山委員 最後の部分なんですけど、文京区情報セキュリティに関する規則のところなんですけど、文京区情報セキュリティに関する条例になっていないのはなぜか。何が言いたいかということ、外部の人とかにやはりそういうチェックをしていただいたりするとき、外部の方がそこで何か問題が起きたときにどうするかというのは、規則ではなくて、条例レベルか何かで定められている方がむしろ安全かなと思ったりしたものですから。

内山会長 それは法令という意味では同じことです。規則も法令は法令でしょうから。

中山委員 例えば罰則がつけられませんよね。

内山会長 それは条例でも罰則をつけないければ同じことです。

中山委員 それはそうですが、ちょっと外の方が犯罪人情報を触る可能性がちょっと高まることが気になったというだけの話です。

内山会長 恐らくですけれども、外部の者がそのような情報を触るということになりますと、刑法犯にもう触れると思います。

中山委員 わかりました。この資料でもよくわかるんですが、資料2が余りにも文字が多過ぎて、今、お聞きしながら、ある程度図を書きながら書いたんですけども、ちょっと何かイメージ図のようなものがあつた方がわかりやすかったかなと思います。それが例えばセキュリティにおいてどこが弱いかというときでも、チェックしやすいような気もしますので、これが

ら何か作業をされるときにちょっとシステム図のようなものが、イメージがあるといいと思います。

池本委員 私もコンピュータ化していくというプラス面というのはいつも出されるけれども、やはり安全面には留意を尽くしても尽くし切れないような現状はあると思うんです。それで、私はコンピュータについて詳しくないものですから、きょう伺おうと思っていたのは、だれがこれを電算化をするのかというふうに思っていたら、今のお話ですと、打ち込みをするというような形ではなくて、書類がそのまま、国会図書館で本を閲覧できるようなものと同じというふうに理解していいわけですね。

内山会長 紙データを電算ベースにするような作業をするのはだれがやるんですか。

内野戸籍住民課長 犯歴に関しましては、今担当している職員が戸籍住民課の場所でやります。

内山会長 公務員が、もともと紙データを取り扱う人が、それを電子化するというふうな作業もすると。

内野戸籍住民課長 ただ、犯歴でない戸籍本体につきましては膨大な件数がございますので、十分対応できる会社に委託するという形で考えております。

池本委員 犯歴に関しては、それを打ち込み直しではなくて、今ある現状の紙がそのまま見られるということですか。

内野戸籍住民課長 イメージではそうですが、データ自体は入力をするということですよ。

池本委員 入力ということですね。そうすると、東京都からとか照会が来るというものは文書で来るわけですね、紙で。その紙自体の、それ以降の保存というのはどういうふうにするんですか。

内野戸籍住民課長 まず、犯罪人名簿を調製するために基本的には地方検察庁から通知書がまいりまして、そのデータを今は紙で簿冊化して施錠できる場所で管理しているんですけども、今度それを電算でデータに打ち込みます。その来た原本につきましては、従前どおり施錠される金庫に保管することになります。それから、例えば叙位叙勲とか、あるいは都知事からの表彰関係の照会とかということにつきましては、従前どおり、やはり施錠される場所に文書は入っております。

池本委員 それは原本として、継続して保存されるということなんですか。

内野戸籍住民課長 そうです。

内山会長 むしろ照会よりも回答書の方ですね。答えるものについて控えを保存しておく。

内野戸籍住民課長 これは決裁をとっておりますので、その決裁文書についてはしかるべき処置をして金庫に保管させていただきます。

池本委員 それはやはり同じように原本として継続して保管するということですね。

中山委員 池本委員さんがおっしゃっているように、画像データだったものが文字データに今回置きかわるということではあると思います。ですから、より加工はしやすくなる形で保存されることになるとは思います。先ほど僕が気になったのはアクセスの問題。だれがアクセスできて、アクセスするときのダブルチェックがかかるとか、セキュリティがかかるかとか、専用の端末であるかとか、そういうところが気になりましたけれども、先ほどから先生がおっしゃっているように、検索ができるとかいうのは、要するにPDFでいうところの画像として保存されているPDFではなくて、文字情報として保存されているPDFのようなイメージでとらえていらっしゃる方がよくて、池本さんも先ほどおっしゃっておられたように、より今回の方が検索とかがしやすくなる話ではあると思います。

内山会長 要するに、文字データの部分をテキストファイルの部分だけいっぺんにとろうと思うととれてしまうということです。紙ですと500枚あったら500枚を携帯か何かで一张张撮るとなると物理的に時間がかかる。でも文字データをコンピュータでダウンロードするのを一瞬の間にやっしまおうと思うとできるというふうなこと。要するに電算機の処理が一番怖いのは、やはり大量処理が極めて短い時間にできてしまうということで、その部分をどうするのかなと思ったんです。文字データで保存されていなのなら、ある程度大きいから大丈夫だろうと思うんですけれども、それではコンピュータの意味がないですよ。100年の保存をするという意味では意味があるかもしれませんが、恐らく電算機処理するとなると、文字データを一緒に保存しておいて、それを要するに張りつけるというふうな形の部分で、引っぱがして文字データだけ利用しようするとできてしまう。私にはできないけれども、コンピュータ技術を使えばできるようになるかどうかというふうなことを聞きたかったんです。

内野戸籍住民課長 もちろんデータベースの活用となるわけでございますので、高度な技術を持った方がアクセスできてということがあれば全くないと言い切れないのが、コンピュータの世界の話だと思うんですが、先ほど申し上げましたように、どのメーカーが入るにしても、導入する場合につきましてはデータベースのソフト開発の段階でこういった仕様を含まないものということにしておりますので、あとはデータベース自体にアクセスができないようにしておりますから、大丈夫だというふうな結論を持っております。

内山会長 つまり物理上できないとか、理論上できないとかというようなご説明をなさるよ

りは、できるかもしれないけれども、その部分についてはしっかりとセキュリティをつけておくというふうにご説明いただいた方が、むしろ安心できるかと思うんですね。紙データだって、結局セキュリティで保存するとは言いましても、担当者が悪意で、例えば今携帯は写真機能がみんなついていますから、カメラで写してしまえば何百枚でも写せてしまう。それは紙だから安全だということはないわけで、つまるところは取り扱う人の誠意とか、職務の誠実さとか、そういう問題にかかわってくる問題だと思います。

だから、物理上できないというふうなことだと、本当かなと思ったりすることがあるんですけども。できることはできるかもしれないけれども、その部分についてはちゃんとセキュリティをつけておく、配慮すると言っていた方が、むしろ素人からすると安心ができるかなと思うんです。

昆委員 今までは電子計算機に記録できなかったのを、要するに今の縛りがあるので、それをできるようにしてくださいというのが諮問の趣旨だと思うんですが、例えば電子計算機に記録するということが審議会の審議を経てなったにしろ、紙にやって、それをまた電子計算機に記録するという両方の作業が残るわけでしょう。

内山会長 紙はもう使わなくするんでしょう。

内野戸籍住民課長 紙は実質的に使いませんが、ただ通知がやってまいります。これからその通知に基づいて電算登録をいたしますので、その段階では紙は使います。ですので、原本自体は金庫に施錠して保管するということです。

内山会長 犯罪人名簿が紙ではなくなるわけでしょう。

内野戸籍住民課長 そうです。

内山会長 要するに二重台帳みたいな形にするわけではないですよ。

内野戸籍住民課長 しません。ただ地検からやってきたものは紙として保管するということです。

内山会長 セキュリティの問題からしますと、技術が進歩するというと、その都度機械もソフトも変わってくるわけで、現在有効なセキュリティであっても、それをハッキングする方法が開発されるということもあり得るわけです。その都度といいますか、細心の注意を払って、最新の技術で維持をしていないといけないという問題でしょうから、例えばここでそれをいいですよというふうに答申するにしても、現状のまま10年、20年続行されると問題が起こるかもしれないということもありますので、そのセキュリティ対策も最新のものに常に更新していくと、それは規則等でちゃんとなっているんでしょうけれども、それがあつたことを保障し

た上であれば、このような事務の処理の仕方を相当である、問題はないというふうに答申をするということになるのでしょうか。

昆委員 会長のおっしゃるとおりと思う。今の我々の技術水準で万全だと思っても人間がつくったシステムだから、それを超える能力のある人が出てくれば。だから、我々素人がどこまでやれるかといったら、今会長がおっしゃった表現にしかならないと思う。要するに現在の水準で最高レベルのセキュリティを課すというふうにしか表現上はならないと思う。だから、例えばそれがいいかどうかというのは、例えば何年に1回見直すとか何かという歯どめを入れるだとかというのは・・・。

内山会長 それはそうだと思いますね。セキュリティ対策が現在のものであっても完全なものであるのかどうかというふうなことについて、恐らく当審議会で審議するには、知識も経験も、全体からすると不足しているというように思います。その部分は、またセキュリティ対策が相当であるかどうかということをお考えの方々が適切に運用していただかないといけないということですけれども、この審議会では、それが適切に運用されているということを前提の上で答申をするよりほかはないのかなと思うんですけれども。

中山委員 結局は技術的なセキュリティを高めること、システムを破る方も技術があるわけですから、技術として高めていかなければいけないと。資料にも書いていらっしゃるんですが、要はそれを扱う人の教育の問題であり、もしくは、それこそふさわしくない行動をしたときには、それなりの歯どめがあるというか、罰則等があるということ。そういうことで、何でもかんでも罰則ということにはいかないかもしれませんが、やはり最終的に人間のやっていることですから、人間がどれだけとめることができるかということです。ある程度計算技術という点でも、それから、それを扱う人の技術というか、モラルとかにしても、ちゃんと何か保持されるような、そのところの対策をきっちりとやっていただくことというものは最低限必要なことです。私ほかの自治体を全部調べたわけではないんですけれども、先日、情報公開担当の方とちょっとお話ししたら、15条の2に当たるような規定がある自治体とない自治体があって、本区はある。ということは、過去において、先人がこれはこの歯どめを何か入れておかなければいけないというものをすごく感じていたわけだと思います。先見の明があるといえれば先見の明があるんですが、やはりその理念のようなもの、どちらかというとな非常に弱いものなんだということが高めるための方策をきちんと今後もしていただくということは、ぜひお願いしたいと思います。

内山会長 セキュリティ対策を常に完璧なものに維持をしていただきたい。それはマンパワ

一の部分も含めて、システムを含めてしていただきたいというのは、恐らくそれは異論を挟む方はおられないと思いますから、それは当然のこととして、その上でこのような処理をしてよるしいかどうかということです。

私が1人でしゃべってはいけない部分なんでしょうけれども、大阪高裁であったことですが、住基ネットについて、憲法違反だから違法であるというふうな判断、その裁判官、個人的なことは別ですが、直後に自殺されたという方ですが、そういう判断もあるようなもので、住基ネットについても、あれは専用LANを使って、公務員でなければ触れないというシステムであるということを標榜といいますか、そのように私も理解しているところですが、そのようなシステムであっても、なおかつまだ情報のセキュリティの上で脆弱なものであるというふうなことを理由に、違法である、違憲であるというふうな判断を下した。それも学者が個人的に見解を述べるというのではなくて、高裁の判決としてあるというふうなことを踏まえると、そのセキュリティの部分が完璧なものであるかどうかということが、この答申の右左を決めることだと思うんですが、そのセキュリティの部分について、何分、大丈夫ですと言われれば、ああそうですかと言うしかない知識しか持っていないのであれなんですが、その部分について何か一言ご説明をいただいた上で、可否を決めさせていただいた方がよるしいのかと思うんです。課長さん、今のセキュリティの水準とか程度とか、どんなお考えでやっているかというふうなことについてはどうですか。

野田情報政策課長 庁内全体のセキュリティについては対策をとっているわけですが、当然今、会長がおっしゃられたようにセキュリティの技術、あるいはそれを破るような技術はどんどん進歩というか、進捗していくわけなんですね。こちらの方では情報システム委員会という委員会がありまして、そちらの方でシステムの導入あるいは継続のときに見ております。これにどのようなセキュリティ対策をとるのかということを出してもらって、それで判断しております。庁内全体としても、情報政策課の方で一番いいセキュリティ、新しいセキュリティは何なのかということで研究しておりますので、システム委員会の方にそれを反映させていって、新しいシステムをとった場合には、こういうセキュリティをとろうよ、あるいは継続する場合については、こういう部分を高めていけば万全である、ということがありますので、そうした対応で、これからもやっていきたいと思っております。

内山会長 技術的なことまでご説明いただくと非常に長時間になりますし、かえって私どもの理解を超える部分もありますから、今のようなご説明をいただいて、その上でこの諮問についてどのように答申をするかを諮りたいと思います。

十分なそのようなセキュリティ管理を今後とも図っていただくということを前提の上で、諮問については、そのようにすることについて差し支えないという答申をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

内山会長 ありがとうございます。

それでは、答申書の案でございますが、一応たたき台ができていますね。それを配っていただいて。

(答申文案配付)

このようにしていいかどうかということをお諮りしたいと思いますので、朗読をお願いいたします。

齊藤広報課長 (答申文案の朗読)

内山会長 ありがとうございます。

答申案、答申の理由の本文について読み上げていただきましたが、ご意見をいただきます。

池本委員 先ほど内山会長が最後におっしゃっていただいたことからすると、ここのシステム運用の十分な安全性という文章がありますけれども、もう少し強い意思表示のあるものでもよいのではないかと思います。

中山委員 私も今、池本委員のおっしゃっていることと同じことを感じます。それで、セキュリティに関しては万全を期して制度をきっちりと用意していくことを、ぜひお願いしたいということが前面にあらわれるとよい思います。

1番の方は、大体制度として整えるということでもいいと思うんですが、2番に関しては、どちらかという必要に迫られてやっているというイメージが特にありまして、何かすごく審議会としてそこまで推奨している表現になっていますので、ちょっとそこはどうかという気がしています。ただ、これからの世の中のことを考えたら、電算化していくのは当然のことだというのは、そこは感じます。

内山会長 現状は紙ベースでやっていて、それに全く問題はないかということ、それこそ写真で撮る、コピーをとるといようなことを含めてできないわけではない。ただ、今まで文京区の職員でそういうふらちなことをやった人はいないというだけのことだけだと思います。やろうとするとできてしまうという、そういう危険性を、いわばセーフティーガードをかけるという意味では、この方がいいという部分も確かにないわけではないんだと思いますけれども、余り鐘や太鼓をたたいて推奨することであるかどうかはまた別のことです。

私の意見としては、セキュリティ対策の十分な確保というのを確認した上で実施されるのが相当だというようなことを1の方にも入れておいていただいて、2の方は、それでは池本委員のおっしゃるように、もう少し具体的に強調するというふうな、システムの運用の十分な安全性という部分を、例えば文京区のセキュリティのための規則ですとかを、要するに正当に運用して、常に最新のセキュリティの対策を講じられるというふうなことを入れていただくとかということにさせていただきたいと思うんです。

昆委員 2番の実施機関云々ということなんですが、一たん記録すれば、これからしょっちゅう例えば照会があったりなんていうことではないですよ。数千件というのは、ふだんはそんなに照会とか何かあるんですか。

内野戸籍住民課長 照会件数は年間延べ3,000件です。

内山会長 刑事犯罪をやると、必ず前科照会をしますから。それから、表彰の場合は、本人が同意しないと犯歴照会しないシステムではなかったでしたか。

内野戸籍住民課長 それはないです。

内山会長 そうですか。

中山委員 あとは弁護士とか公務員とかになるときに、もちろん本人の希望でだと思っんですけども、たしか身分証明が何かを必要とする場合がありますね。そのときに使っていますか。

内野戸籍住民課長 ご本人からの請求で身分証明ですと、犯歴はお載せしないです。

内山会長 普通は出てこないです。弁護士の照会でも出せません。出しちゃったときに、それは違法だという判決もあるぐらいです。むしろ、コンピュータ組織にして一括管理して、ログで管理をしておいた方が、不適切な運用がより防止されるという側面もないわけではないんだと思いますね。それだけあると大変ですね。

それでは、今の答申書、基本はそのような形を維持させていただくにせよ、システム運用の安全性についての表現は、第1項にもどこかに入れていただいて、第2項の方は若干それを強調するような、具体的にこの犯歴カードについては、さらに強調するような形で表現をさせていただくということに趣旨はさせていただきますけれども、また各委員にお集まりいただきご審議いただくということも時間がなかなか許さない部分もありますので、できれば私に一任をさせていただくということによろしいかお諮りさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 ありがとうございます。

それでは、事務局と相談した上で、答申案を作成させていただいて、私の責任で最終案を調製させていただきたいと思います。そのことについては、調製されたものについては、各委員にまた郵送させていただくというふうな手続を踏みたいと思います。

ということで、きょうの審議はこれで予定された案件は終わりということによろしいですね。

昆委員 今の件でよろしいんですが、一応各委員に送ってもらって、例えば事務局の方で、いつまでに例えばこの文書でいいのかどうかと返事をよこしてくれと。きょうまでに返事がないものは認めたというふうに。その上で答申という方が、内容が内容ですから、そのようにしていただければと思います。

内山会長 じゃそのようにさせていただきます。

それで、本日の予定された議案は終了するということにさせていただきます。

これで会を閉じたいということに……

池本委員 1つ事務局に質問をしたいんですが、よろしいでしょうか。

内山会長 どうぞ。

池本委員 情報公開のことについて、知り合いの方から、最近、文京区に情報公開請求をしても、全面公開にならないことがあると。その理由は審議過程であったり、それが文京区にとってプラスにはならないというような、ちょっと表現が的確ではないかもしれませんが、そういうようなことをたまたま聞く機会が、特に去年の秋ごろからあるんですけれども、情報公開の制度の運用の中では、事務局の方で公開する件数や、それから非公開になっているというようなこと、何か特段変わったこととかは把握していらっしゃいますでしょうか。

齊藤広報課長 では、私の方から簡単にご報告させていただきます。

情報公開請求がここのところふえております。非公開件数というのも、わりあい低かったんですが、昨年ごろから数字的なものとしてはふえてございます。

ただ、今お話にありましたように、審議過程であるとか、時限秘をかけているものがございします。これは政策的にいろいろな条件があって、いついつまではちょっと内部検討の時期なので出せない、それが過ぎた後は出しますというようなことがあって、それと大量に情報公開請求されているという事実もありまして、それによって、非公開件数がふえているというのも事実です。

それから、例えばないものを請求されてきて、事業課がそれはありませんと答えたときに、今までですと、なければそれで終わりとなるんですけれども、ないのがおかしいという形で議

論される方もいらっしゃいます。そうなる、それはどうなのかということで、救済の申出があり、審査会の方で議論していることもございます。

そういう意味合いで、年間を通しての件数的なものとしてはふえております。文京区の場合、原則即日公開というのが考え方ですので、それに該当しないいろいろな諸要件に該当するものについてはそういう対応をさせていただいておるということで、数字的な動きはそういうふうになっているかと思えます。

内山会長 異議申し立てが何件あって、そのうち異議申し立てが認められた案件は何件あるのか、それをさらに超えて、訴訟があって、文京区の判断が違法であるということで取り消された案件は何件あるのか教えていただけますか。判断が否定された案件はあるんですか。

齊藤広報課長 救済の申し出が4件です。それを審議しておりますが、その結果がまだ出ておりません。

内山会長 わかりました。それではこの答申案を送付される際に、今年度の公開請求が何件あって、そのうち一部開示が何件あって、異議申し立てが何件あって、決定が出たのが何件あってというふうなことを、数字的なものであらわすことはできますよね。

中山委員 もし可能でしたら、具体的に書く必要はないと思うんですけども、例えば今のところ、情報公開条例の7条5号でしたか。

齊藤広報課長 5号です。

中山委員 5号ですか。例えば5号であるとか6号であるとか、そういった特定されない程度に何に関する件であるとか、ある程度のことごとくわかれば。情報公開審査会とかに諮問されたりしたことというのは、ホームページに出るんですか。

内山会長 出ないですね。

齊藤広報課長 非公開です。

中山委員 そうなんですか。でも、国の内閣府の情報公開、個人情報審査会とかのホームページですと、諮問が出されたというふうなこととか、議事概要は全部出ているんですけども。それから東京都も出ていますよね。やはりある程度は、もし池本委員のおっしゃるように、そういうことがふえる方向だとすれば、ある程度救済の申し立てが出ているというぐらいの情報は、東京都の情報公開審査会にしても、国の情報公開審査会にしても、諮問が出たときには諮問が出たということがホームページ上とかに出ていますので、ある程度の情報公表のようなことを考えていただきたい。

内山会長 私がお願いした部分は恐らくすぐに、電磁的記録に残っているから、すぐいただ

けるかなと思いますけれども、取り立てて事務作業が必要な部分については、当審議会として必要な知識としてお願いするにしても、それは時間的な問題もありますから。

中山委員 制度上の問題として、国や東京都の情報公開審査会では、諮問したりしたときに、こういう諮問をしましたということがホームページに出ているわけですから、後々の検討課題でいいので、本区においてもある程度そういうことを開示するということを検討してくださいということです。

齊藤広報課長 件数等につきましては、毎月まとめていますので、それはすぐ出ます。

内山会長 異議申し立てのあった案件についてどんなものかと、そんなに数はないでしょうから、何条該当という程度のことでしたらまとめられるのかどうかも含めて。既存データをまず当面配付していただいて、さらに必要なことがあれば、またどのようなデータが必要なのかということはこの審議会が開かれるときに、また話をさせていただければよろしいかと思います。

それからもう一つは、情報公開請求で、そのようなことについて情報公開制度を使って、情報を要求したときにどのようなものが出るかというふうなこともあるわけですので、池本委員がおっしゃったことも理解できると思いますので、そのことについて必要な資料があれば、当面手回りの資料で出るものは出していただいて、新たに調製していただくものはまた別途ということで。

齊藤広報課長 これはこの案文を修正して送るときに一緒に送ります。

内山会長 送るときまでに事務作業上、可能なものについて、その時点で送ってください。そのために答申の方がおくれるというのは、ちょっと適当でないと思いますので。

ということで、あとは次回の予定等は別段ないですか。

齊藤広報課長 あとは実績報告をいつ報告させていただくかと、今ちょっと計画しておりますけれども、早くても3月ですね。それ以降になります。

内山会長 その際にちゃんと説明していただければいいということですよ。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了させていただきます。長時間のご検討ありがとうございました。